

公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等  
に関する意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべくJ R 7社が誕生したが、多くのローカル線を抱えるJ R三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）は、来年4月にJ R発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保する目処が立っていない。

J R三島会社は、営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策をもとに黒字を確保する形で設立されたが、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減、さらに、少子高齢化や地方の過疎化が進む中、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態である。

都市部と違い移動手段に限られる地方において、九州旅客鉄道株式会社の鉄道路線は、地域住民の足として、通勤、通学はもとより高齢者の通院や買い物等の日常生活に欠くことができない重要な交通機関である。また、単なる移動手段だけでなく、地域の観光や地域振興にも重要な役割を担っている。

本県においては、九州新幹線の全線開業後も引き続き在来線の利便性の確保・向上が求められ、肥薩おれんじ鉄道への要員派遣、観光列車の運行による観光振興等九州旅客鉄道株式会社の支援が不可欠であり、そのため同社の経営安定化が重要である。

こうした中、九州旅客鉄道株式会社に講じられている支援策が平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至である。

よって、国におかれては、このような地方の実情にかんがみ、九州旅客鉄道等が安定的な運営を行い地域交通が確保されるよう、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 J R三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を継続すること。
  - 2 J R三島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	前田武志様